

鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 本補助金は、1歳児の保育対策を円滑に実施することにより、児童福祉の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、市内の次項の規定による特別配置基準適用施設を設置運営するものとする。

2 年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士又は保育教諭（鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）附則第3項から第5項まで、鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）附則第4条から第6条まで、及び鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成26年鳥取県規則第53号）附則第3条により保育士とみなされる者を含む。以下「保育士等」という。）の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施する市内に所在する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業の事業所を除く。以下「当該施設」という。）とする。この場合において、当該施設は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）第1条第12号に規定する公定価格の算出において充足すべき職員数（以下「充足職員数」という。）を満たした上で、本補助金において求める職員数を充足するものとする。ただし、小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育事業（19人以下）における充足職員数は、年齢別配置基準により算出された職員数に1を加算したものとする。

(補助金の算定)

第4条 本補助金の額は、別表により算出して得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に定める事業計画書は、様式第1号及び様式第2号とする。

2 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合と

し、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告書は、様式第1号及び様式第2号とする。

2 実績報告書の提出は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、補助事業の完了日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月10日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月10日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月6日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

(調整規定)

2 平成24年度の補助事業実施にあたっては、別表第4欄の補助単価要件中「4月初日現在」とあるのは「9月初日現在」と、「前年度4月初日現在」とあるのは「4月初日現在」と読み替るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月3日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

(調整規定)

2 平成25年度の補助事業実施にあたっては、別表第4欄の補助単価要件中「4月初日現在」とあるのは「8月初日現在」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月29日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年8月30日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）第4条の規定にかかわらず、平成30年度の事業においては、次の要件をすべて満たす施設についても、正規職員単価を適用するものとする。

保育所設置者区分	補助単価要件
複数の施設を運営している者	<ol style="list-style-type: none">1 1歳児を担当する全ての保育士等が正規職員であること。2 4月初日現在の運営する全ての施設の正規職員保育士等の合計人数が新規雇用（非正規雇用からの雇い替え含む。以下同じ。）により前年4月初日現在の正規職員保育士等の合計人数より多く、かつ、本補助単価を適用する施設における4月初日現在の正規職員保育士等の人数が新規雇用により前年4月初日現在の正規職員保育士等の人数より多いこと。ただし、本補助単価を適用した次年度以降は、運営する全ての施設の各年度の4月初日現在の正規職員保育士等の合計人数が本補助単価適用初年度の正規職員保育士等の合計人数以上であり、かつ、本補助単価を適用する施設の各年度の4月初日現在の正規職員保育士等の人数が本補助単価適用初年度の正規職員保育士等の人数以上であること。 <p>※ 本補助単価を適用する施設数は、4月初日現在の運営する全ての施設の正規職員保育士等の合計人数から前年4月初日現在の正規職員保育士等の合計人数を引いた増加数を上限とする。</p> <p>※ 運営する施設数に増減があった場合には、当該年度については本補助単価による算定は行わず、次年度以降にあらためて要件の充足について判断するものとする。</p>
複数の施設を運営している者以外	<ol style="list-style-type: none">1 1歳児を担当する全ての保育士等が正規職員であること。2 施設における4月初日現在の正規職員保育士等の人数が新規雇用により前年4月初日現在の正規職員保育士等の人数より多いこと。ただし、本補助単価を適用した次年度以降は、各年度における4月初日現在の正規職員保育士等数が本補助単価適用初年度の正規職員保育士等の人数以上であること。

- 3 前項の場合において、改正後要綱第5条第1項、第8条第1項に定める様式は、市長が別に定める様式とする。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

別表

1 算出基準	2 基準額
補助単価に各月の配置保育士差人役を乗じて算出した額	(1) 実配置の正規職員数が、施設全体での県配置基準上必要な保育士数以上である場合 正規職員単価を適用することとし、単価適用については4月1日時点で判断する。この場合において、配置基準については、1歳児の配置基準は4.5 : 1、3歳児の配置基準は15 : 1とする。 正規職員単価 (280,000円) × 保育士差人役
	(2) 実配置の正規職員数が、施設全体での県配置基準上必要な保育士数未満である場合 非正規職員単価を適用することとし、単価適用については4月1日時点で判断する。 非正規職員単価 (180,000円) × 保育士差人役